

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式 1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式 2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式 3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成 21 年 12 月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※ 1 様式 2 の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式 3 の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも 11 月 5 日現在の所管省庁の提出資料による。

※ 2 様式 2 で灰色になっているものは、平成 24 年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	経済産業省
法人名	石油天然ガス・金属鉱物資源機構

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて 1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 独立行政法人通則法の改正法が22年11月に施行されたことに伴い、同法の規定に基づき、鉱害保証債務基金288,700千円、旧宿舍の売却収入のうち、新宿舍の買換資金に充当した分を除いた残金330,758千円及び使用する見込みがなくなった運営費交付金債務2,387,507千円を23年3月28日に国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、22年度中に、岩手県との倉庫の無償譲渡手続きについて、全て完了した。箱根研修施設については、東日本大震災の被災者受入施設として登録していたが、23年8月に被災者受入施設としての登録解除を行い、24年3月30日に国庫へ現物納付を完了した(機構簿価:139,125千円)。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 22年度においては、独立行政法人通則法の規定に基づき、①箱根研修施設に対する温泉給湯権利保証金に係る譲渡収入及び②金属等高効率回収システム開発補助事業で取得した設備に係る譲渡収入を23年3月に国庫納付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の区別:①及び②金融 ・資産の名称:①温泉給湯権利保証金、②溶融塩溶解装置ほか19件 ・平成21年度末簿価:①2,000千円、②364,695千円 ・納付の区別:金銭納付 ・国庫納付額:①1,745千円、②216,920千円 ・国庫納付の時期:①及び②23年3月 <p>● 23年度においては、①金属等高効率回収システム開発補助事業で取得した設備に係る譲渡収入を23年8月に、②機構本部の移転に伴う敷金償還金を24年3月に国庫納付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の区別:金融 ・資産の名称:①タングステン酸アンモニウム焙焼設備、②敷金償還金 ・平成22年度末簿価:①53,750千円、②442,414千円 ・納付の区別:金銭納付 ・国庫納付額:①25,000千円、②442,414千円 ・国庫納付の時期:①23年8月、②24年3月 <p>● 24年度においては、①DME石油化学原料化技術開発事業及び流動挙動推定システム開発事業で取得した設備に係る譲渡収入を24年4月に、②公用車・係留索譲渡に係る保有資金を24年9月に、③GTL実証研究(FT合成技術の研究開発)で取得した設備に係る譲渡収入を24年10月に、④枯渇油ガス田および微生物を利用した天然ガス鉱床の再生に関する研究他で取得した設備に係る譲渡収入を25年3月に国庫納付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の区別:金融 ・資産の名称:①反応生物分析装置ほか13件、②現金及び預金57,252千円、③FT合成ロングラン設備ほか19件、④BioRadDCode 微生物群集解析基本システムほか109件 ・平成23年度末簿価:①2,379千円、②57,252千円、③29,760千円、④13,424千円 ・納付の区別:金銭納付 ・国庫納付額:①5,086千円、②57,252千円、③14,176千円、④17,252千円 ・国庫納付の時期:①24年4月、②24年9月、③24年10月、④25年3月

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 石油備蓄基地事務所については、安全性を確保しつつ人員配置等を精査し、4名体制から3名体制に人員削減を行っており、25年度中に全ての国家石油備蓄基地事務所において3名体制となる予定。 ● 平成24年9月に行われた機構法改正により、機構の業務に新たに石炭開発、地熱開発業務が追加されたが、国内支所、海外支所の効率的な運用を目指した所掌業務の見直しを実施し、当面は、支所の人員数は従来のまま据え置くこととした。
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 会議所であるJOGMEC東京カンファレンスルームについては、23年5月をもって賃貸契約を解約した。
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <hr/> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○海外事務所については、その現地活動実績を精査し、活動内容の適否を検討するとともに、海外事務所共用化等検討委員会を設置し、他の独法(JETRO、NEDO)との協力を合意済み。当該合意に基づき、NEDOとは北京事務所及びワシントン事務所会議室の相互利用等を平成23年4月に開始し、JETROについても、北京他の海外事務所等の会議室相互利用等を平成23年9月に開始し、他独法との会議室の相互利用環境を整備済み。北京事務所については、平成24年7月にJETRO、NEDOと同じビルに移転済み。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 箱根研修施設については、東日本大震災の被災者受入施設として登録していたが、23年8月に被災者受入施設としての登録解除を行い、24年3月30日に国庫へ現物納付を完了した。また、会議所であるJOGMEC東京カンファレンスルームについては、23年5月をもって賃貸契約を解約し、貸会議室等の利用によって効率化を図ったところ。
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 23年5月のJOGMEC本部事務所の東京都(虎ノ門)への移転により、川崎及び都内に分散した機能を集約化することによる効率化を図り、賃料コストについては、150,000千円/年程度の削減となっている。

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ 随意契約の見直しについては、JOGMEC策定の「随意契約等見直し計画」(平成22年4月)に基づき、競争性のない随意契約の削減(金額ベース 18.0%、件数ベース 15.7%)に向け、以下の取組を実施しているところ。

- ・随意契約削減検討会議(内部会議)による事前チェックの徹底
- ・契約監視委員会(外部有識者委員会)による定期的な契約点検の実施
- ・情報発信の強化(電子メール等による調達情報配信、HP上での入札等実施予告、英語公告の拡大)
- ・入札参加資格要件の緩和 等

平成22年度の状況は以下のとおり。

(金額ベース(単位:円))

一般競争入札等:99,815,683千円(81.1%)、競争性のない随意契約:23,294,846千円(18.9%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争入札等:690件(83.1%)、競争性のない随意契約:140件(16.9%)

平成23年度の状況は以下のとおり。

(金額ベース(単位:円))

一般競争入札等:101,134,129千円(83.7%)、競争性のない随意契約:19,683,203千円(16.3%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争入札等:632件(83.9%)、競争性のない随意契約:121件(16.1%)

平成24年度の状況は以下のとおり。

(金額ベース(単位:円))

一般競争入札等:103,411,072千円(78.2%)、競争性のない随意契約:28,776,135千円(21.8%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争入札等:715件(85.6%)、競争性のない随意契約:120件(14.4%)

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

● JOGMECホームページに、以下を掲載・公表しているほか、入札結果等により取引先企業名称等につき公表を行っている。

・「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の役職員の報酬・給与等について」
・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(21年11月17日閣議決定)に基づき設置した外部有識者で構成される契約監視委員会における点検結果・実績

・JOGMECの財務、評価・監査、組織・業務運営の状況、入札・契約関連情報

・入札・公募の結果及び契約締結状況

・関連法人に関する情報

・関連法人に対する補助・取引等及び再就職の状況

・退職公務員等の役員就任状況

24年度からは、「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)を踏まえ、独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況について公表を行っている。

○ 探査船「資源」による海洋資源探査事業の契約をめぐる、問題が発生したことに対しては、23年3月末に第三者委員会からのガバナンスの強化等の提言を受け、「資源」運航担当部署の組織改編・執務室本部移転や、運航再委託先への管理体制強化等の実施体制の見直しを行った。

また、内部統制強化の為、役職員倫理規程、職務上遵守すべき行動規範等の内規を改訂し、監事や内部監査担当部局への情報伝達体制を強化している。更にコンプライアンス外部通報窓口を設置した。監査については、管理部門から契約等に精通した職員を増員し、クロスチェックの観点から監査を実施した。

その他、出向契約における適正対価実現の為、積算基準のルールの見直しを行うと共に、意思決定の適切な把握の為、文書起案マニュアルを改訂、更に、事業資金全般の適正な管理及び執行の為、「事業資金の適正使用のためのアクションプラン」を策定し、周知を行っている。

また、第三者委員会の提言を踏まえ、コンプライアンス強化のため、コンプライアンス関連部局の連携強化、役職員全体研修(総務課長による講演会及びDVDによるフォローアップ研修 24年度計14回実施)、社内イントラネット、各種会議を通じた倫理規程添付各種フォームの提出促進活動、コンプライアンス規程を抜粋した「コンプライアンス徹底に関する宣言」(コンプライアンスカード)の配布により役職員に対し周知徹底している。

24年度においても引き続きコスト削減や実施体制の見直し等を行った契約を締結し、事業を実施している。また、複数年継続している競争性のない随意契約等、契約全般についての総点検の実施及び契約管理体制全般の見直しを継続的に行っている。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 一般財団法人石油開発情報センターへの海外地質評価業務等の委託及び補助金の交付、財団法人国際鉱物資源開発協力協会への調査業務等の委託については、毎年度すべて確定し精算を行っており、余剰金は発生していない。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● JOGMEC組織内における一括調達の取組として以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部移転を機に、コピー機のリース契約に関し、一括調達(21台)を行うことにより、保守料(1枚当たりの印刷料金)のコスト削減を実施している。(平成23年度より実施) 保守料 モノクロ 0.87~4.3円/枚 ⇒ 0.9円/枚 カラー 8.2~22円/枚 ⇒ 7.5円/枚 ・東京本部とTRC(千葉市)とで共同購入できるものについては一括調達を実施。複数者が応札しており、競争性が働きコスト削減に寄与している。(平成20年度より実施) ・封筒の一括購入(単価契約)・・・21年度分から一括調達 ・自動車の損害賠償保険・・・21年度分からは受託事業の自己負担分も一括調達で行っている。(約100台) ・本部移転を機に、伴い什器・備品について一括調達(政府調達)を行っている。
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 「平成22年度公共サービス改革法対象事業選定作業について」(22年10月28日事務連絡)に基づく事前選定作業に際して、JOGMECの全事業について官民競争入札等導入可否の再点検を実施し、既に民間ノウハウを最大限に活用していることや情報秘匿の観点等から導入になじむ事業がない旨説明を行った。今後も民間ノウハウ等を活用し、サービスの質の維持・向上と経費削減努力を継続して行く。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会における「公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策」のとりまとめ結果や、「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)を踏まえ、競争性のない随意契約の削減、競争契約における一者応札・応募案件の削減に係る取組を継続して行く。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>● 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、役員報酬規程及び職員給与規程を改定し、国家公務員に準じた引き下げを実施した。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 給与水準については、不断の努力により継続的に引き下げを行っており、適切な運営に努めている。 18年度126.1、19年度122.7、20年度122.3、21年度121.2、22年度117.0、23年度116.7であった対国家公務員指数は24年度で118.9となり、給与水準を引き下げる取り組みにより低減させている(18年度に比べ7.2ポイント低減)。また、総人件費改革の取組において、給与、報酬等支給総額は、17年度に対して24年度で22.4%の削減を行っている。 今後も、民間及び国家公務員の動向を見つつ、特別都市手当支給率の据え置き継続、現給保障措置の廃止の継続、人事制度の厳格な運用を図る等により、給与水準の適切な運営を行っていく。 なお、25年度に見込まれる対国家公務員指数は、118程度(地域・学歴勘案:103程度)である。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● JOGMECホームページに「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の役員報酬・給与等について」を掲載し、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長、理事及び監事等の報酬を公表している。 なお、24年度役員報酬実績は、25年6月にJOGMECホームページで公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事による監査計画において重点項目として設定した中期目標、中期計画の当該事業年度の実施状況を監査する中で、継続的なチェックが実施されている。また、評価委員会による事後評価において、人件費削減の達成状況及び対国家公務員指数について継続的に厳格なチェックが実施されている。なお、監事監査報告書については、JOGMECのホームページに公表している。また、業務評価委員会による評価結果については、経済産業省及びJOGMECのホームページに公表している。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● JOGMEC第二期中期計画に基づく削減計画は一般管理費(退職手当を除く)について毎年度平均で前年度比3%以上の削減、運営費交付金を充当して行う業務経費(特殊要因を除く)について毎年度平均で前年度比1%以上の削減を達成済み。25年度からは、新たな第三期中期計画に基づき、運営費交付金を充当して行う業務については、本中期目標期間中、一般管理費(退職手当を除く)及び業務経費(特殊要因を除く)の合計について、新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.13%以上の削減を行うこととし、今後も中期計画に基づく削減努力を行う。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 諸手当等については、国家公務員に準じたものとしている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● JOGMEC内部における予算配賦については、毎年度、各事業部において所掌する事業に係る積算見積りを作成し、総務部総務課がそれらを取り纏め、各事業部へ配賦している。また、総務課は定期的に執行状況確認を行い、必要に応じて配賦予算の変更(事業部間の流用等)を行うこととしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● コンプライアンス強化のため、研修(24年度に14回実施)、社内イントラネット、各種会議等を通じた周知徹底を役職員に対し行うと共に、役職員倫理規程、職務上遵守すべき行動規範等の内規を改訂し、監事や内部監査担当部局への情報伝達体制を強化している。内部監査に関しては、24年度において、内部規程を改正し、書面監査の強化を行った。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 国内専門講座における海外からの講師派遣に係る費用については、平成25年度から直接招へいに必要な経費(飛行機代、ホテル代)を除き全額受講者負担としている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 知財専門家の受け入れにより管理体制を強化し、23年10月には総務部内に知財活動活性化チームを設置。JOGMECにおける知的財産活用について、ライセンス化に至っていない特許の利用可能性の検討等、現状の整理と課題抽出を行うとともに、知財関連内部規程の整備に向けて取り組んでいる。</p> <p>● JOGMEC職員による発明の奨励のため、技術部門に対する知財担当のヒアリングを強化を行った。これにより、積極的な発明発掘を行うとともに、発明者に過大な負荷をかけることない出願を実現することで、JOGMEC職員による発明を推進した。</p> <p>● 知財研修を計16回開催のほか、初任者研修、内部勉強会(本部、TRC各3回)、民間研修受講(11講座)の実施や知財広報活動により、役職員の知財意識の高揚を図った。</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

● 外部専門家で構成される委員会において、採択案件の事前・中間・事後の審査を行っている。
具体的には、金属鉱物資源開発・鉱害防止等技術評価部会探査技術分科会を開催し、「リモートセンシングによる探査技術開発」の中間評価及び「高精度物理探査技術の開発」の事後評価を実施している。平成25年度からの新規事業である「地熱貯留層評価・管理技術」及び「地熱貯留層探査技術」については、外部専門家で構成される地熱技術評価部会を立ち上げ、プロジェクトの目標・計画、研究体制、成果の意義、実用化の可能性・波及効果などに関する事前評価を行った。
さらに、産油国等が抱える技術課題に対し、我が国企業による解決策をマッチングさせる技術ソリューション事業を実施するにあたり、審査専門委員会における、外部有識者(学識経験者から構成される委員8名)による審査結果、意見を取り入れた上で選定を実施する予定である。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

● 石油・天然ガス分野では、平成25年3月に石油・天然ガス技術評価部会を開催し、「天然ガスの液体燃料化(GTL)技術実証研究」の事後評価を実施した。
技術ソリューション事業を実施するにあたっては、外部有識者(学識経験者から構成される委員8名)による審査専門委員会を25年7月に開催し、事業の選定・採択時(事前)の評価を行ない、その結果を反映させ、事業を採択し実施する予定である。
● 金属鉱物資源分野では、金属資源探査技術開発研究会を毎年開催し、リモートセンシングによる探査技術開発等の技術開発事業について外部有識者の助言を受けている。また、金属鉱物資源開発・鉱害防止等技術評価部会探査技術分科会において事業の中間・事後評価を実施し、評価結果をホームページで公表している。
「リモートセンシングによる探査技術開発」については、プロジェクトの目標・計画、研究体制、成果の意義、実用化の可能性・波及効果などに関する検討がなされ、事業実施期間を3年間延長することとした。
● 地熱分野では、地熱技術評価部会を立ち上げ、平成25年度からの新規事業である「地熱貯留層評価・管理技術」及び「地熱貯留層探査技術」の事前評価を実施し、評価結果をホームページで公表している。なお、評価結果については、今後のプロジェクト実施過程において適切に反映させるとともに、各段階における評価結果をホームページ上で適宜公表することとする。

No.	76	所管	経済産業	法人名	石油天然ガス・金属鉱物資源機構
-----	----	----	------	-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等(原課案)	今後の対応方針
01	石油等探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給(出資・債務保証)	22年度から実施	資源確保に向けた支援を適切に図る一方で、出資金の回収可能性や保証債務の返済確実性を一層高めるため、案件採択時の厳格なリスク審査及び採択後の適切な案件管理を実施する。	2a	レアメタル等の金属鉱物の資産買収に係る出資業務の拡充や政府保証付の長期借入金を活用できる対象業務の追加等からなる機構法改正を受け、金属部門においては、案件採択時のリスク審査を一層厳格にするため、法務、財務・税務、労働安全・環境保全(HSE)の外部専門家を起用し、採択審査基準やHSE審査基準等に則りつつ、その知見を活用した。石油、金属部門共にプロジェクト関連部署にて民間会社からの申請内容を評価し、これを取りまとめた上で審査担当部署にて審査基準に基づき審査を行っている。審査においては、埋蔵量やコスト等に係る技術的事項・投資効率等に係る経済的事項・政策的な重要性に係る政策的事項・事業推進体制等に係る事業実施関連事項・環境及び社会影響等に係るHSE関連事項の各分野で審査を行っている。そのうち外部専門家による一層厳格な評価が期待できる経済的事項・事業実施関連事項・HSE関連事項について法務、財務、税務、HSEの各分野の外部専門家を活用してきた。24年度においても、上記各分野の外部専門家からの助言を得る等により一層厳格な審査を行った。 (24年度活用実績：石油 審査21件中、16件活用、金属 全4件活用、石炭全1件活用)	引き続き、厳格な採択審査を継続するとともに、採択後の案件についても金融資産課によるプロジェクトの点検等を行う。
02	金属鉱物探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給(出融資・債務保証)	22年度から実施			また、24年4月に、事業部門とは別の独立した管理部署として金融資産課を設置し、石油天然ガス・金属資源の全出資・債務保証案件を対象に、四半期ごとにプロジェクト点検を実施するなど、JOGMEC全体のリスクマネー資産管理の一層の強化を行っている。	
03	技術開発	23年度から実施	GTL(天然ガスの液体燃料化)技術実証研究事業については、民間企業からの資金導入を促進する観点から、補助率を3分の2から2分の1に引き下げるとともに、石油開発促進事業については、基盤研究、国際研究協力の案件の厳選により事業の重点化を図る。	2a	GTL技術実証研究事業は、平成23年度より補助率を3分の2から2分の1に引き下げており、平成24年度を以って終了した。 石油開発促進事業については、既存の事業を見直し、大型・特別研究を廃止するとともに、原油増進回収法、非在来型油ガス田開発技術、海洋開発技術、環境対策技術を最重点技術分野として、①権益の獲得や資源量の拡大につながる技術的優位性があるか、②民間企業との適切な役割分担が図られているか、との観点から厳選し、事業を実施している。 (23年度予算額：6,610,148千円→24年度予算額 5,622,345千円→25年度予算額：5,321,688千円)	引き続き、石油開発促進事業については、重点4分野の技術開発を中心に、①②の観点からプロジェクトを厳選し、研究開発を推進する。
04	調査・情報提供	23年度から実施	海外地質構造調査等事業の予算規模については、資源確保に向けた取組を適切に図る一方で、調査対象地域の厳選により事業の重点化を図る。	2a	調査対象地域については、事業リスクが高く我が国資源開発企業が探鉱に踏み切れていない未探鉱の戦略地域であり、かつ、資源確保戦略上も重要な地域に重点化し、事業を実施している。 (23年度予算額：2,480,057千円→24年度予算額：1,977,118千円→25年度予算額：1,600,000千円)	引き続き、調査対象地域の厳選により重点化を図り、事業を実施する(平成26年度はアフリカ等の地域を重点化)。
05	調査・情報提供	22年度から実施	探査船「資源」による海洋資源探査事業の契約をめぐる問題が発生したことにかんがみ、同事業の実施体制について、コスト、契約内容等の精査により実施体制の妥当性を徹底的に再検証し、抜本的な改善を図る。	1a	23年3月末に第三者委員会からのガバナンスの強化等の提言を受け、「資源」運航担当部署の組織改編・執務室本部移転や、運航再委託先への管理体制強化等の実施体制の見直しを行った。23年度以降、コスト削減や実施体制の見直し等を行った契約を締結し、事業を実施している。平成25年度についても、本部管理部門等との連携を図りつつ、安全かつ効率的な業務の推進を行っている。 (24年度契約額：4,620,184千円→25年度契約額：4,240,958千円)	-
06	国家備蓄(石油・石油ガス)統合管理	22年度から実施	国家石油備蓄基地の統合管理受託業務について、安定的な操業と安全の確保を図りつつ、一般競争入札の導入、基地修繕保全等の委託費の精査等によりコスト削減を図る。	2a	国備基地の操業については、JOGMECが22年度より一般競争入札を導入し受託者を選定した。受託者が発注する基地修繕保全工事等については入札を実施させること等によって、安全操業の維持・向上を前提として工事内容、仕様等を精査の上、コスト削減を実施中であり、24年度は270件を超える一般競争入札を実施(23年度の180件を超える件数に比し約90件増加)し、予定価格に比して16%以上の削減(約15.6億円)を実現。	今後も、措置内容・理由等に記載している内容を継続してコスト削減を実施する方針である。

07	民間備蓄に関する支援業務（民間備蓄融資、共同備蓄出融資）	資金調達の着実な実施	22年度から実施	民間備蓄融資に係る資金の調達については、安定性かつ効率性を踏まえつつ、着実な実施に努める。	2a	民間備蓄融資に係る資金については、資金調達の効率性を高める観点から、22年度から金利競争入札方式により必要な資金を調達している。25年度においては、4月に7,849億円を入札により調達している。	今後も、資金調達の効率性を高める観点から、金利競争入札方式を継続する方針である。
08	希少金属鉱産物（レアメタル）備蓄事業	国家備蓄の着実な実施	22年度から実施	国家備蓄の機動的な積み増し、放出を可能とする体制の整備、短期的な供給障害に備えるための国家備蓄物資の安全・適切な管理運営を効率かつ着実に実施する。	2a	22年度は国家備蓄の機動的な積み増し、放出を可能とする省令の改正を行うとともに、一部鉱種の需要者ニーズに応じた迅速な売却や買入れを実施した。また、備蓄物資の売却に、政策をより反映させるため大臣同意を事前に得ることとした。23年度は備蓄倉庫の東日本大震災による被災箇所の復旧作業を行い、備蓄物資の安全・適切な管理運営を着実に実施しつつ、買入れを実施した。24年度は省令改正により備蓄対象鉱種を追加するとともに、新たに必要鉱種の買入れを実施した。25年度は、より機動的な運用のため国からの放出要請等から放出・売却に係る入札までの期間を12日以内となるよう体制整備を進めるとともに、震災時の経験を基にした荷崩れ防止対策、非常時電源確保対策等からなる防災対応策を講じ、安全・適切な管理・運営の強化を図っている。	戦略的鉱物資源のうち、備蓄対象として選定された鉱種について、その国内需給動向等を勘案し機動的な積み増し、放出を可能とする体制を維持するとともに、東日本大震災の教訓を活かした安全かつ効率的な管理運営を実施する。
09	鉱害防止事業に係る地方公共団体等への技術支援等業務	鉱害防止対策に資する技術支援の重点化	22年度から実施	鉱害防止対策に資する技術支援については、地方公共団体等のニーズが高く、実用化・普及効果の高いものに重点化を図る。	2a	鉱害環境情報交換会や成果発表会において地方公共団体等のニーズを把握し、技術開発については、20年度から実施してきた取物減容化技術開発（坑廃水処理における発生取物の減容化）及び同じく20年度から実施してきた微生物利用浄化技術開発（微生物の化学反応を利用した抗腐水金属除去）の2テーマに重点化してきた。このうち取物減容化技術開発については23年度に完了した。24年度に引き続き25年度も従来の微生物利用浄化技術開発と新たに地方公共団体等のニーズが高く、実用化・普及効果の高い坑廃水水質改善技術開発（坑内空洞を充填し、坑内水の水量減と水質改良）を加えた2テーマに重点化を図って実施している。	引き続き地方公共団体等のニーズが高く、実用化・普及効果の高いものに重点化を図る。
10	鉱害防止事業に係る融資	鉱害防止義務者等に対する着実な支援	22年度から実施	鉱害防止事業への融資については、鉱害防止事業計画の妥当性等について技術的な知見を十分活用して審査を行い、確実な鉱害防止事業の実施を効率的に支援する。	2a	24年度においては、鉱害防止資金として鉱害防止工事・坑廃水処理事業に係る1社1鉱山に対する貸付け100,000千円を、また、鉱害負担金資金として農用地土壌汚染対策事業事業者負担金支援に係る1社1地域に対する貸付け60,000千円をそれぞれ実施した。これら融資案件については、貸付先となる企業の財務内容等の審査のほか、年度毎に企業が策定する鉱害防止事業計画等の技術的適切性（事業計画・資金の妥当性、必要性及び実施体制等）についても知見を十分活用して審査を行った上で採択した。25年度も、確実な鉱害防止事業等の実施を効率的に支援する。	引き続き確実な鉱害防止事業等の実施を効率的に支援する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	今後の対応方針		
10	不要資産の国庫返納	鉱害保証債務基金	22年度中に実施	鉱害保証債務基金（約2.9億円）を国庫納付する。	1a	独立行政法人通則法の改正法が22年11月に施行されたことに伴い、同法の規定に基づき、288,700千円を23年3月28日に国庫納付した。	措置済み
11		宿舍買換資金残（石油、金属）	22年度中に実施	旧宿舍の売却収入のうち、新宿舍の買換資金に充当した分を除いた残金（約3.3億円）を国庫納付する。	1a	独立行政法人通則法の改正法が22年11月に施行されたことに伴い、同法の規定に基づき、330,758千円を23年3月28日に国庫納付した。	措置済み
12		運営費交付金債務	22年度中に実施	使用する見込みがなくなった運営費交付金債務（約24億円）を国庫納付する。	1a	独立行政法人通則法の改正法が22年11月に施行されたことに伴い、同法の規定に基づき、2,387,507千円を23年3月28日に国庫納付した。	措置済み
13		箱根研修施設	22年度中に実施	箱根研修施設を国庫納付する。	1b	東日本大震災の被災者受入施設として登録していたが、23年8月に被災者受入施設としての登録解除を行い、24年3月30日に国庫へ現物納付を完了した（機構簿価：139,125千円）。	措置済み
14		旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫	22年度中に実施	旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、処分を完了する。	1a	22年度中に、岩手県との倉庫の無償譲渡手続き（22年9月21日）について、全て完了した。	措置済み
15		石油備蓄基地事務所の見直し	22年度中に実施	石油備蓄基地事務所の業務について、安全性を確保しつつ、人員配置等の精査により、経費縮減等の見直しを図る。	1a	安全性を確保しつつ人員配置等を精査し、一部の国家石油備蓄基地事務所において、4名体制から3名体制に人員削減を行った。	措置済み
16	JOGMEC東京カンファレンスルームの処分	23年度中に実施	JOGMEC東京カンファレンスルームは、本部移転後に処分する。	1a	23年5月31日をもって賃貸契約を解約した。	措置済み	

11	事務所等の見直し	海外事務所の廃止又は共用化	22年度から実施	海外事務所について、資源国との関係強化、探鉱開発プロジェクト発掘等の観点から、設置の必要性について見直す。また、施設の共用化・効率化を推進するための検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。	1a	海外事務所については、その現地活動実績を精査し、活動内容の適否を検討するとともに、海外事務所共用化等検討委員会を設置し、他の独法（JETRO、NEDO）との協力を合意済み。当該合意に基づき、NEDOとは北京事務所及びワシントン事務所会議室の相互利用等を平成23年4月に開始し、JETROについても、北京他の海外事務所等の会議室相互利用等を平成23年9月に開始し、他独法との会議室の相互利用環境を整備済み。北京事務所については、平成24年7月にJETRO、NEDOと同じビルに移転済み。	-
12	取引関係の見直し	競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に向けた取組を推進する。	2a	<p>随意契約等見直し計画については一般競争入札の導入拡大、契約方式の妥当性チェック等、全ての取り組みを行っているところ、平成22年度において、全契約に占める競争性のない随意契約の比率は、件数ベースで16.9%（21年度41.7%）、金額ベースで18.9%（21年度58.1%）となった。平成24年度においても、同計画に沿った取り組みを実施しており、全契約に占める競争性のない随意契約の比率は、件数ベースで14.4%（23年度16.1%）、金額ベースで21.8%（23年度16.3%）となった。</p> <p>【平成22年度】 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等：99,815,683千円（81.1%）、競争性のない随意契約：23,294,846千円（18.9%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等：690件（83.1%）、競争性のない随意契約：140件（16.9%）</p> <p>【平成23年度】 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等：101,134,129千円（83.7%）、競争性のない随意契約：19,683,203千円（16.3%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等：632件（83.9%）、競争性のない随意契約：121件（16.1%）</p> <p>【平成24年度】 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等：103,411,072千円（78.2%）、競争性のない随意契約：28,776,135千円（21.8%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等：715件（85.6%）、競争性のない随意契約：120件（14.4%）</p>	随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約の削減、競争契約における一者応札・応募案件の削減に係る取組を継続していく。

13	取引関係の見直し	内部統制の強化	22年度から実施	<p>複数年継続している競争性のない随意契約を始め、契約全般について、コスト、契約内容等の精査により契約の妥当性を徹底的に再検証し、抜本的な改善を図る。</p> <p>また、本法人が行う入札、執行管理、確定・監査等の一連の契約管理体制全般を見直すとともに、コンプライアンスの強化に向けた具体的な取組を行い、探査船「資源」による海洋資源探査事業の契約をめぐる問題と同種の問題を発生させない組織運営体制を確保する。</p>	1a	<p>複数年継続している競争性のない随意契約等の見直しについては、外部有識者を含めた契約監視委員会を平成24年度は計3回開催し、契約全般の点検・見直し及び一者応札・応募案件のレビューを実施した。（契約監視委員会はこれまで年1～2回の開催としてきたが、一者応札・応募案件についてのレビューも強化するため、平成24年度下半期より四半期に1回開催することとした。）また、公益法人等への支出についても必要最低限の支出に変更するなどの見直しを行い、適正な情報開示も行っている。</p> <p>内部監査に関して、24年度においては100万円以上の委託案件の変更契約なども内部監査の対象とするなど内部規程を改正厳格化し、23年度比で約50%増の書面監査を実施。書面監査においては契約書式、契約締結方法を含む契約の締結から終了までのプロセス等の適切性についても重点項目として監査を実施した。</p> <p>また、第三者委員会の提言を踏まえ、コンプライアンス強化のため、研修(24年度に計14回実施)、社内イントラネット、各種会議、コンプライアンス規程を抜粋したカードの配布を通じた周知徹底を役職員に対し行うと共に、役職員倫理規程、職務上遵守すべき行動規範等の内規を改訂し、監事や内部監査担当部局への情報伝達体制を強化している。さらに、総務課に法律専門の人員を配置し、コンプライアンス徹底の内部統制機能を強化している。また、25年度においても、コンプライアンス強化のための注意喚起に加え、研修実施に向けた検討を行っている。</p>	-
14	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	<p>現給保障の廃止等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。</p>	2a	<p>22年度に現給保障を完全に廃止した。さらに、人事院勧告を踏まえ、中高年齢層を中心とした俸給の引下げ等、給与制度の見直しを行い、ラスパイレス指数に関しては、21年度121.2から24年度で118.9へと2.3ポイントの引き下げ、地域・学歴勘案では24年度で104.4へ引き下げを行うなどの取組を行い人件費全体の抑制を更に図っている。また、特例法に基づく国家公務員の給与見直しを受け、平成24年6月から俸給の引き下げ及び国家公務員の例に準じた特例減額を実施している。</p>	引き続き人件費の適正化を検討していく。
	不要資産の国庫返納	粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫	22年度以降実施	<p>粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫については引き続き売却処分等を実施する。</p>	2a	<p>(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構において平成25年2月28日付けで粕屋敷地及び吉塚倉庫並びに平成25年3月25日付けで太宰府敷地の売却処分を行った。また、平成25年4月1日付けで「災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、筑紫野敷地及び篠栗書庫を(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管した。</p>	引き続き売却処分等を実施する。

No.		所管	経済産業省	法人名	石油天然ガス・金属鉱物資源機構
-----	--	----	-------	-----	-----------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	国家備蓄基地管理業務	国家備蓄基地操業委託契約については、平成22年度までに少なくとも1カ所、次期中期目標期間中にすべての備蓄基地について、一般競争入札（公募に応募した者を対象に総合評価落札方式を行う場合を含む）を導入することを検討する。入札に際しては、それぞれの備蓄基地を受託管理している現行の操業サービス会社以外の事業者も参入が可能となるよう、入札参加資格要件を必要最小限のものとするとともに、応札に必要な設備内容、操業管理条件等の情報を具体的に提示する。 また、透明性・公正性が確保されるよう法令遵守体制を整備する。	1	国家備蓄基地操業委託契約については、平成22年1月に10カ所すべての備蓄基地について、一般競争入札（総合評価落札方式）を導入して受託者を選定し、平成22年4月より同者による操業を開始した。入札に際しては、入札参加資格要件を必要最小限のものとするとともに、応札に必要な設備内容、操業管理条件等の情報を具体的に提示した。また、透明性・公正性が確保されるよう法令順守体制を整備した。	-
2	事務及び事業の見直し	鉱害防止対策業務	旧松尾鉱山新中和処理施設の運転管理については、平成20年度までに一般競争入札等を導入するものとする。	1	平成20年度業務より一般競争入札を導入済み。平成21年度以降の業務についても引き続き一般競争入札を経た契約を締結している。	-
3	運営の効率化及び自律化	保有資産の売却	箱根研修施設については、平成22年度までに売却するものとする。	1	東日本大震災の被災者受入施設として登録していたが、23年8月に被災者受入施設としての登録解除を行い、24年3月30日に国庫へ現物納付を完了した（機構簿価：139,125千円）。	-
4	運営の効率化及び自律化	保有資産の売却	旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、平成22年度を目途に売却等処分の方角で交渉するものとする。	1	22年度中に、岩手県との倉庫の無償譲渡手続き（22年9月21日）について、全て完了した。	-
5	運営の効率化及び自律化	保有資産の売却	職員宿舎については、現在実施している処分手続きを早期に進め、平成20年度までに売却、買い換えを完了する。	1	平成19年度までに売却、買い換えを完了済。	-
6						
7						